

# 最長2歳まで育児休業が取得できるようになります！



平成29年10月1日から、育児・介護休業法が改正され、育休期間が延長できるようになります。

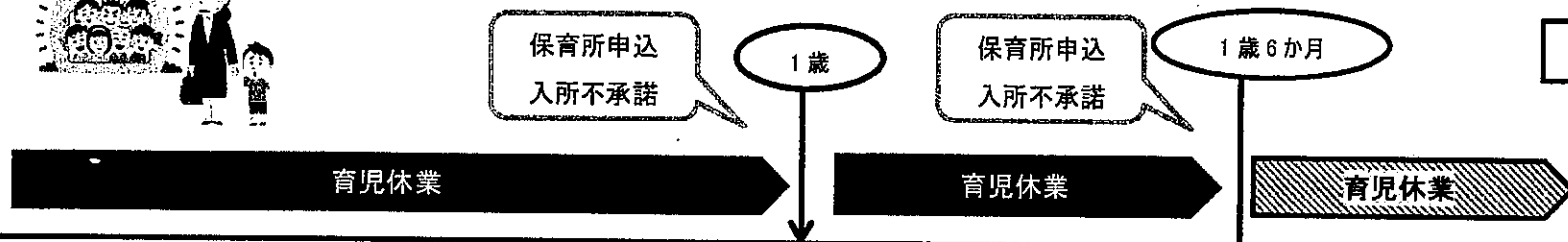


Q 産休とか育休って何・・・？

A 産前休業・・・産前6週間前から、請求することで休むことができます。  
産後休業・・・出産後、原則として8週間は働いてはいけません。  
育児休業・・・子が1歳に達するまでの間、ご本人が書面で申し出た期間休むことができます。

Q 改正されて、どこが変わるの？

A これまでは、1歳の時点で保育所に入れられない等の下記の事情(★)があれば1歳6か月まで育児休業を延長できましたが、1歳6か月の時点でも保育所に入れられない等の事情があれば、2歳まで育児休業を再度延長できます。



## ★育児休業再度取得の事情(現行法・1歳から1歳6か月まで)

※1歳6か月から2歳までの延長要件の詳細は今後省令等で明らかになります。

子が1歳の時点で、本人あるいは配偶者が育休を取得しており、かつ、下記の要件を満たす場合、1歳6か月まで、育児休業が延長(再度取得)できます。

- ①保育所等(認可保育所・認定こども園は含みますが、無認可保育施設は含みません。)における保育の実施を希望し、申し込みを行っているが、1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- ②常態として子の養育を行っている配偶者であって1歳に達する日後の期間について常態として子の養育を行う予定であった者が、死亡等により子を養育することができなくなった場合

※育児休業給付についても、上記改正にあわせて改正が行われる予定です。

お問い合わせ 厚生労働省 大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課

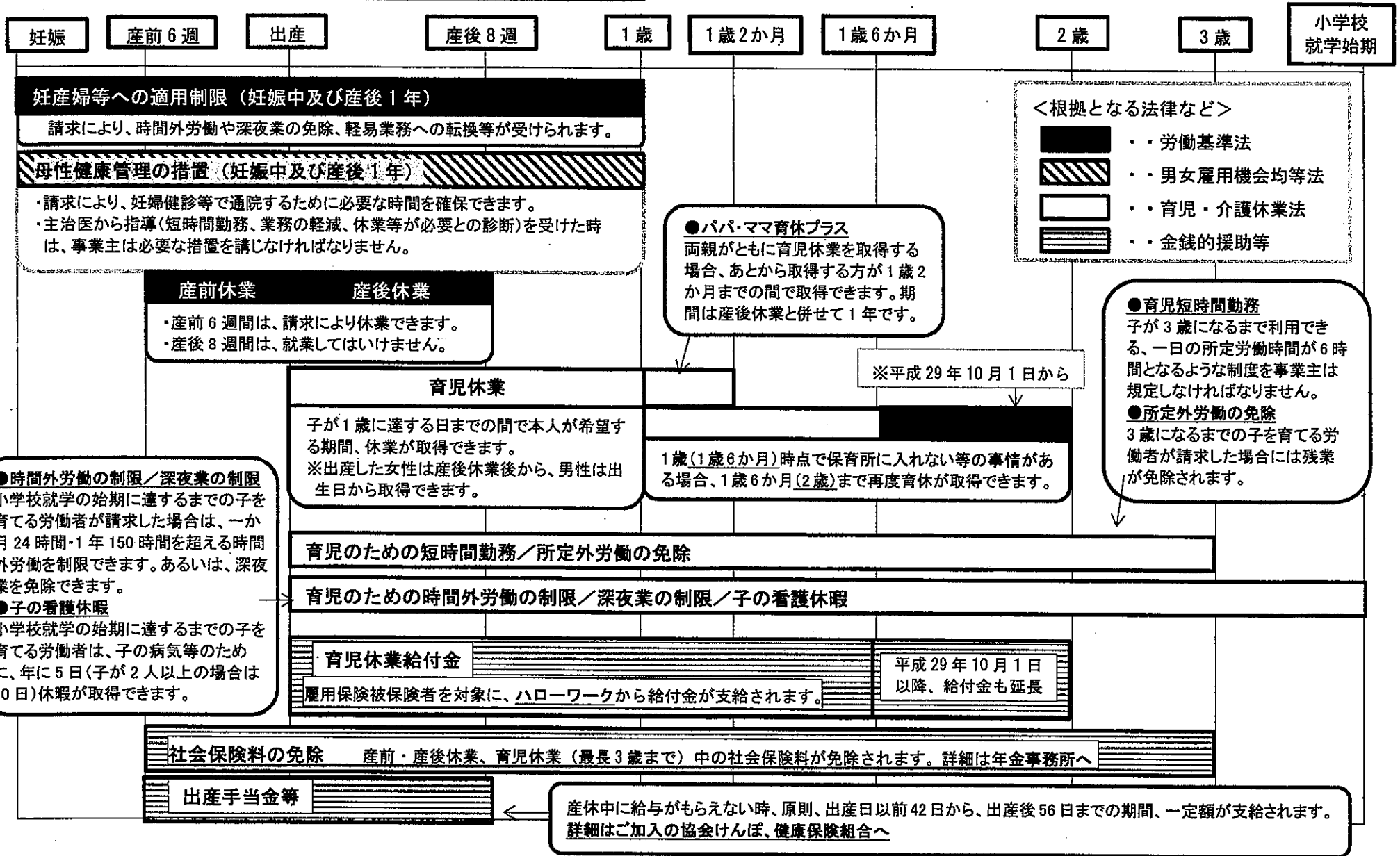
(平成29年4月作成)

〒540-8527 大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館

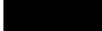



TEL 06-6941-8940 FAX 06-6946-6465 <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



働きながら妊娠・出産・育児を行うときに利用できる制度について



<根拠となる法律など>

-  ・労働基準法
-  ・男女雇用機会均等法
-  ・育児・介護休業法
-  ・金銭的援助等